

令和6年3月21日

総務大臣  
松本剛明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁

答 申 書

令和6年2月6日付け諮問第3178号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する  
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
 (長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定)

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1 原価とトラヒックの減少幅の差分は、今後、更に顕著になっていくものと想定。現行のLRICモデルにより非効率性が十分排除され、低廉で効率的なネットワークが構築されているか、モデル検討時に十分精査し、モデルの適切な在り方を検討すべき。その際には令和6年度の接続料の上昇の主な原因となった予測通信量も、その設定方法が適正なものか検討すべき。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 令和6年度の8次PSTN-LRICモデルに適用するトラヒックは、対前年度比で端末系交換機能で約28%の減少、中継交換機能で約46%の減少となっていますが、接続料原価は約8%の減少に留まっています。9次IP-LRICモデルにおいても、メタル回線収容機能においてトラヒックは約28%減少していますが、接続料原価は約7%の減少に留まっています。</p> <p>○ トラヒックの増減が直接的に原価に連動するものではないと考えられますが、原価とトラヒックの減少幅の差分は、今後NTT東西殿のメタル回線縮退に伴いさらに顕著になっていくものと想定されます。</p> <p>○ 上記のような状況も踏まえ、現行のLRICモデルにより非効率性が十分排除され、低廉で効率的なネットワークが構築されているかについて次期LRICモデル検討時に十分精査し、モデルの適切な在り方について検討すべきと考えます。</p> <p>○ なお、その際には2024年度の接続料の上昇の主な原因となった予測通信量についても、その設定方法が適正なものか検討すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 総務省において、御指摘の点も踏まえ、接続料原価が低廉で効率的な設備や技術を前提としたネットワークに基づき算定されているか、引き続き注視することが適切と考えます。</p>	<p>なし</p>
<p>意見2 申請接続料が情報通信審議会答申(令和3年9月)の試算値と乖離している。このような大きな乖離が生じると、政策決定及び接続事業者の事業計画にも多大な影響を及ぼすため、総務省は、今回の乖離の要因について試算値との前提条件の違いも含めて検証の上開示し、今後の接続料試算において大きな乖離が生じないよう是正する必要がある。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」(2021年9月1日。以下「2021年9月答申」という。)で示された加入電話・メタルIP電話接続機能の3分あたりの試算値は、2022年度が8.73円、2023年度</p>	<p>○ 御指摘の情報通信審議会答申(令和3年9月)において示された試算は、新型コロナウイルス感染症の影響等によるトラヒック傾向変化の可能性を考慮し、通</p>	<p>なし</p>

が 8.24 円、2024 年度が 6.64 円ですが、その後東日本電信電話株式会社殿および西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東西殿」という。）より申請された料金は、それぞれ 8.49 円、8.33 円、9.11 円となっています。特に 2024 年度は、試算値では前年度比で約 19%減少することになっていますが、実際には約 9%増加する結果となりました。

○ 上記試算値との乖離の要因としては以下 2 点が考えられます。①については予測が一定程度困難であるものと承知しておりますが、②については 2021 年 9 月答申においても整理されておらず、試算においても考慮が来ていなかったものと想定しています。

① 2022 年度～2023 年度にかけてコロナウイルス流行が沈静化したことによる予測通信量の激減（例年のトレンドは▲6～10%前後だが、今回は▲20～40%以上）

② IP 網への移行後に NTT 東西殿を経由しないトラヒック（サービス呼/IC 接続（GC を経由しないもの））の除外

○ 上述の通り申請料金と試算値とで大きな乖離が生じると、そもそもの政策決定（例えば、9 次 IP-LRIC モデルにおける加入者回線の選択ロジックで「メタル回線の光回線への置き換え」の実施可否など）および接続事業者における事業計画にも多大な影響を及ぼすことから、総務省殿においては今回の乖離の要因について試算値との前提条件の違い（①、②の観点等）も含めて検証のうえ開示いただき、今後の接続料金試算（※）においても大きな乖離が生じないように是正する必要があると考えます。

（※）接続政策委員会（第 68 回）の「IP 網への移行後の音声接続料の在り方論点整理①（案）」の中で、「令和 6 年 12 月までに NTT 東日本・西日本から接続事業者に対し、予測値の開示等が行われることが望ましい」とされている 2025 年 1 月～2026 年 3 月に適用する接続料金の試算等が挙げられます。

（ソフトバンク株式会社）

話時間・通話回数や平均保留時間等の入力値について、一定の幅を持たせて試算を実施した上で、その中間的な試算結果を示したものであるとされており、その後のトラヒック傾向変化によって、今般の申請に係る接続料の算定に用いられた通話時間・通話回数が、試算時の入力値を大きく下回ったことが、当該接続料が試算値より上振れしている要因の一つであると承知しています。また、御指摘のような、当該試算を行った時点において整理がなされていなかった事項については、反映が困難であったものと承知しています。

○ その上で、総務省及び NTT 東日本・西日本において試算等を行う場合においては、可能な限り、乖離が生じないように努めることが適当と考えます。

意見 3 令和 6 年度の加入電話・メタル IP 電話接続料は、情報通信審議会答申（令和 3 年 9 月）での試算値から大きく乖離する料金で申請されている。今回、試算値よりも大きく上昇しており、接続事業者の事業計画にも大きな影響を及ぼしている。今後もトラヒックの減少に伴い接続料の上昇傾向が続くことが懸念されるため、接続料の低廉化に取り組む必要がある。

考え方 3

○ 令和 6 年度の「加入電話・IP メタル電話」の接続料は、「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（令和 3 年 9 月 1 日）における試算値（6.64 円/3 分）から大きく乖離する料金（9.11 円/3 分）にて申請されております。

○ 接続料に係る試算については、考え方 2 の 1 点目のとおりです。

○ 総務省においては、接続料原価が低廉で効率的な設備や技術を前提としたネットワークに基づき算定さ

なし

<p>○ IP 網への移行期間中（令和4年4月～令和6年12月）は、IP 網へのトラフィック移行割合の増加（令和4年度9%、令和5年度34%、令和6年度77%）に伴い、接続料が毎年度減少する想定だったにも関わらず、今回、試算値よりも大きく上昇する結果となったことから、接続事業者の事業計画にも大きな影響を及ぼしております。</p> <p>○ 現在、IP 網への移行後の接続料の在り方について検討されているところですが、今後もトラフィックの減少に伴い接続料の上昇傾向が続くことが懸念されることから、アクセス回線への光回線選択ロジックの適用を含め、引き続き、接続料の低廉化に取り組む必要があると考えます。</p> <p>（KDDI株式会社）</p>	<p>れているか、引き続き注視することが適切と考えます。</p>	
<p>意見4 令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料は、情報通信審議会答申（令和3年9月）での試算を上回っており、接続事業者はこのような大幅な上昇を予測することは困難。予見性確保のため、加入電話・メタルIP電話接続機能でも、第二種指定設備のデータ接続料を参考に、今後はLRIC方式に基づいた将来3か年の接続料の算定を要望。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 上述（注：意見8）のとおり、今般の接続約款の変更案において本年4月1日より加入電話・メタルIP電話接続機能に係る接続料が3分当たり9.11円に改定されるとありますが、この額は、3分当たり6.64円とした情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」（令和3年9月）における試算値を約2.5円上回っております。</p> <p>○ 接続事業者としてはこのような大幅な上昇を予測することは困難であるところ、予見性確保のためにも、NTT東西殿における加入電話・メタルIP電話接続機能についても、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者におけるデータ伝送交換機能で導入されている事例を参考に、今後はLRIC方式に基づいた将来3年度分の接続料を開示することとして頂くよう要望いたします。</p> <p>（楽天モバイル株式会社）</p>	<p>○ 接続料に係る試算については、考え方2の1点目のとおりです。</p> <p>○ 長期増分費用方式に基づく接続料算定においては、これまで概ね3年に1度は算定方法の見直しが行われており、御意見のような第二種指定設備の接続料算定における将来原価方式と同様の算定方法をとることは困難であると考えますが、NTT東日本・西日本においては、IP網への移行完了後の音声通信のトラフィックの動向について必要な情報開示等を行うことが適切と考えます。</p>	<p>なし</p>
<p>意見5 PSTN-LRICモデル及びIP-LRICモデルに入力する「令和5年度下期+令和6年度上期」の予測通信量は、令和5年度の実績通信量が一時的な要因で対前年大きく変動した場合、過多又は過小な予測通信量が算定される。令和5年度は、コロナ禍明けの環境変化の影響を受けて、実績通信量が通常よりも大きく減少している可能性があり、現行の予測通信量の算定方法では過小な予測通信量となっているおそれがあるため、予測通信量の精度向上に向けて検討が必要。</p>	<p>考え方5</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ PSTN-LRIC モデル、IP-LRIC モデルに入力する通信量については、それぞれ、「令和5年度下期+令和6年度上期」の予測通信量（「令和4年度下期+令和5年度上期」の実績通信量に対前年同期予測増減率を乗じたもの）を用いております。</li> <li>○ 対前年同期予測増減率については、令和5年10月から12月の対前年同期増減率と令和5年4月から12月の対前年同期増減率をもとに算定されていることから、令和5年度の実績通信量が一時的な要因で対前年大きく変動した場合、「令和4年度下期+令和5年度上期」の実績通信量及び対前年同期予測増減率の双方にその大きな変動が加味され、結果として、過多または過小な予測通信量が算定されることとなります。</li> <li>○ 令和5年度については、まさに新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行にあたるタイミングで、コロナ禍明けの環境変化の影響を受けて、実績通信量が通常の減少よりも大きく減少している可能性があり、現行の予測通信量の算定方法では過小な予測通信量となっているおそれがあることから、予測通信量の精度向上に向けて検討が必要であると考えます。 (KDDI株式会社)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御指摘のように、予測増減率の計算に用いる実績通信量が一時的な要因で大きく変動した場合には、結果として、過多又は過小な予測通信量が算定されるおそれがあることは否定されないことから、NTT東日本・西日本においては、今後の予測通信量の算定に際し、必要に応じて精度向上に向けて検討を行うことが適当と考えます。</li> </ul>	なし
<p>意見6 令和6年度の接続料が利用者料金を超える水準となっており、価格圧搾のおそれがあるため、スタックテスト指針に基づく方法により対応すべき。また、検証の際には、8.5円/3分（全国一律）に換算した利用者料金収入と接続料等総額を比較すべき。検証の結果、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠の提示が無かった場合、自己資本利益率の調整等による接続料の低廉化も考えられる。</p>	考え方6	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021年9月答申において「価格圧搾のおそれが生じる場合の対応は、スタックテストにおける他のサービスと同様に、『接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針』に基づく方法により行うことが適当」と整理されています。</li> <li>○ 「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書」（令和5年9月6日公表）において、加入電話・ISDNに係るスタックテストは対象から外れたものの、今回令和6年度に適用するNTT東西殿の接続料がNTT東西殿の固定電話通話料8.5円/3分（全国一律）を超える接続料水準（9.11円/3分）となっており、価格圧搾のおそれがあるため、上記指針に基づく方法により対応すべきと考えます。</li> <li>○ また、検証の際には令和6年1月よりNTT東西殿の固定電話の通話料が8.5円/3分（全国一律）となったことを踏まえ、利用者料金収入については距離別の料金体系を採用していた令和4年度の実績値をそのまま用いるの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加入電話・ISDNの通話料については、接続料の算定等に関する研究会における議論を経て、スタックテストの対象から除外されましたが、接続料の水準は、スタックテストの対象か否かにかかわらず、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定する必要があります。</li> <li>○ この点、総務省においてNTT東日本・西日本に確認したところ、令和5年度接続料に係るスタックテストの結果を基とした概算結果において、スタックテストの基準（20%）を踏まえれば、価格圧搾による不当な競争を引き起こすとは考えていないとのことであり、御指摘の観点のみで、公正性確保の点で問題があると考えすることはできないと考えますが、総務省にお</li> </ul>	なし

<p>ではなく、8.5円/3分（全国一律）に換算した利用者料金収入と接続料等総額を比較すべきと考えます。</p> <p>○ なお、検証の結果、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠の提示が無かった場合、自己資本利益率の調整等により接続料を低廉化することが考えられます。</p> <p>（ソフトバンク株式会社）</p>	<p>いては、価格圧搾による不当な競争を引き起こされていないか、令和7年1月以降は、メタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当（令和3年9月情報通信審議会答申）とされていることにも留意しつつ、引き続き注視していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見7 令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料に対し、利用者料金が全国一律8.5円/3分であることを踏まえ、総務省において、価格圧搾による不当競争の有無を引き続き注視することを要望。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書」において、加入電話・ISDNの基本料・通話料のいずれもスタックテストによる検証対象から除外されましたが、同報告書において「加入電話・ISDNをスタックテストによる検証対象から除外することは、同サービスについてNTT東日本・西日本が価格圧搾による不当な競争を引き起こす可能性が絶無であることを示すものではない」として、引き続き注視することが必要との考えが示されています。</p> <p>○ 令和6年度の「加入電話・メタルIP電話」の接続料9.11円/3分に対し、利用者料金は全国一律8.5円/3分（令和6年1月より）であることを踏まえ、総務省殿においては、価格圧搾による不当な競争を引き起こされていないか、引き続き注視いただくよう要望いたします。</p> <p>（KDDI株式会社）</p>	<p>○ 考え方6のとおりです。</p>	<p>なし</p>
<p>意見8 令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料と利用者料金を比較するとNTT東日本・西日本自身のサービスは赤字になると見込まれる。競争事業者がこれに倣い赤字ベースの通話料を設定することは経済合理性を欠いて困難であり、これを強いる改定は公正性確保の点でも問題。再考が必要。</p>	<p>考え方8</p>	
<p>○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東西殿」）におけるメタルIP電話発信通話料は本年1月1日より3分当たり8.5円に変更されている中、今般の接続約款の変更案においては本年4月1日より加入電話・メタルIP電話接続機能に係る接続料が3分当たり9.11円に改定されるとあり、これらを見比べると、NTT東西殿自身のメタルIP電話サービス収入は赤字が見込まれるのではないかと予想されます。</p> <p>○ 他方、同様にIP電話サービスを提供する競争事業者もこれに倣って赤字ベースの通話料を設定することは経済合理性を欠くため困難であり、これを前提とするサービス提供を強いるような接続料改定は公正性確保の点でも問題があるところ、こうした観点からの再考が必要であると考えます。</p> <p>（楽天モバイル株式会社）</p>	<p>○ 考え方6のとおりです。</p>	<p>なし</p>